

## 滋賀県都市農業振興計画骨子案について

### 1 趣旨

平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、基本法第 10 条では、地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされている。

県では平成 28 年 3 月に「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、この中で、都市的地域の特性を生かした農業の振興を掲げており、都市農業が持つ多様な機能の発揮を通じて、農業者と都市住民が共存することにより、都市部の農業を将来に繋げていくこととともに、基本法に基づき、国の関連施策に的確に対応していくため、地方計画として、「滋賀県都市農業振興計画」を策定する。

### 2 計画の性格

基本法第 10 条に基づき、策定するもので、都市農業者や地域住民、行政や関係団体等の関係者の都市農業振興に係る取組の参考となるもの。

基本法第 2 条において「都市農業とは市街地およびその周辺の地域において行われる農業」と定義されていることから、計画の対象地域は主に市街化区域内農地およびその周辺の地域とする。

### 3 骨子案

概ね 10 年後の都市農業の目指す姿を描き、国の都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月策定）で示す政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を参考に、本県都市農業の現状・課題を踏まえ、振興施策の方向性を整理した。

### 4 策定経過および今後のスケジュール

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成 29 年 3 月 | 都市農業振興に関するアンケート調査（市町）             |
| 7～8 月       | 都市農業振興に関するアンケート調査（生産者・県民）         |
| 10 月        | 都市農業振興に関するアンケート結果報告（環境・農水常任委員会報告） |
| -----       |                                   |
| 平成 30 年 3 月 | 計画骨子案作成                           |
| 5 月         | 計画素案作成                            |
| 7 月         | 県民政策コメント、市町・関係団体等意見照会             |
| 9 月         | 計画策定・公表                           |

# 滋賀県都市農業振興計画の骨子案

## 1. はじめに

### (1) 計画策定の趣旨

○都市農業振興基本法が策定され、都市農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ転換し、環境共生型の都市形成上、農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要とされたところ。

○都市農業が持つ多様な機能の発揮を通じて、農業者と都市住民が共存することにより、都市の農業を将来につなげていくことを目的に地方計画を策定する。

### (2) 計画の性格

○基本法第10条に基づき策定するもので、都市農業者や地域住民、行政や関係団体等の関係者の都市農業振興に係る取組の参考となるもの。

○対象地域は主に市街化区域内農地およびその周辺の地域とする。今後、市町が地方計画を策定する場合において、都市農業の範囲を独自に定めることを妨げるものではない。

### (3) 計画期間

○概ね10年後を展望しつつ、計画の進捗状況や「滋賀県農業・水産業基本計画」の見直し、国の制度改正、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

## 2. 本県都市農業の現状と課題

### 【現状】

#### (1) 農地の状況

○本県の市街化区域内農地面積は、1,485ha (H28.1.1現在) で県内農地の2.8%である。

○市街化区域内に占める農地は年々減少するも約7%あり、その割合は全国的に高い状況。

#### (2) 生産緑地制度と税制度

○生産緑地は固定資産税等の税制特例が措置されているが本県での適用地域はない。

#### (3) 農業者（滋賀県実施のアンケート調査結果より）

○農地の所有面積は、滋賀県平均と比較してかなり少なく、40a程度と零細である。

○作付品目は、米が最も多く、次いで露地野菜であり、自家消費品目が主である。

○販売先は、ほとんどがJAであり、一部で直売所や飲食店など個人売りを行っている。

○収入は、農外給与・事業所得、不動産所得、年金が大半を占め、農業依存度は低い。

○固定資産税等の負担大、収益性が低い、高齢化・後継者不足が営農継続の支障である。

○宅地化を希望する農業者と、できるだけ農地のまま残しておきたい農業者の割合が拮抗している。

#### (4) 消費者（県民）（滋賀県実施のアンケート調査結果より）

○大半の消費者（県民）は農地を残すべきと考えている。

○市街地にある農地を活用した体験農園のニーズが高い。

○農地の防災機能については一定の理解がある。

### 【課題】

#### (1) 都市農業の担い手育成・確保

○農業委員会等による農地の借り手を探し出すことにより、営農の継続性を保つ必要がある。

○専門的経営、定年帰農者、福祉事業者など多様な担い手の確保・育成が必要がある。

#### (2) 生産・流通

○小規模や自給的経営でも営農継続性を高めるための支援策が必要である。

○消費者等に近い利点を活かした取組や、飲食店等との連携による高付加価値農業の展開が必要である。

○学校給食など地産地消や食育の推進を図る必要がある。

#### (3) 住民・消費者との共生

○都市農業への理解促進や生産者との交流、農業体験などの機会の充実が必要である。

○地元農産物を使った料理教室など体験型農業の充実が必要である。

#### (4) 農地の多様な機能

○農地の多様な機能について県民へのさらなる理解の促進が必要である。

#### (5) 税制面

○農地の固定資産税や相続税の負担軽減策の活用促進が必要である。

○生産緑地制度について、必要に応じて制度の導入の検討も必要である。

### 3. 本県都市農業振興の目指す姿

- 営農継続を目指す都市農業者が、滋賀の立地条件を生かした都市農業を展開している。
- 市民農園や体験農園など農産物の供給以外にも都市農地が有効に活用されている。
- 消費者（県民）の都市農業の必要性についての理解が高まっている。
- もって都市部において農業生産が行われ、防災や良好な景観の形成、環境の保全や都市住民との交流の場の提供などの都市農地が持つ多様機能が保たれ、必要とされる農地が残ることにより、農業と都市とが共存した滋賀の未来へ繋がっている。

### 4. 都市農業振興施策の方向

本県の都市農業においては、多くが小規模零細経営であり、営農継続の意欲のある農業者の生産継続や、農産物供給以外でも農地が有効活用できるよう、都市部の立地条件を生かして、生産・流通・販売、消費者の理解促進、農業体験等の推進、多様な機能の発揮など多角的な支援を実施する。

#### (1) 都市農業の担い手の育成・確保

- 農業委員会等の公的機関による都市農地の賃借マッチングの促進
- 農業体験の内容を含む就農フェアの開催
- 県内大学生等の農業インターンシップの実施
- 福祉事業者等の農業参入を想定した多様な担い手の確保 等

#### (2) 収益力の向上

- 「誘客型園芸」の振興 ●有機栽培など高付加価値農業への支援
- 関係団体や食品流通業者、観光事業者等の様々な団体と連携した県産農産物の利用拡大
- 県内大学や地元企業等と連携した県産農産物の流通促進
- 学校給食向け地元野菜の供給拡大への支援
- 県内卸売市場活性化への支援 等

#### (3) 農業体験等の推進

- 食育の推進 ●市民農園の開設支援や体験農園の促進
- 学校教育における児童・生徒に対する農業体験学習の推進 等

#### (4) 都市農業の理解促進

- ①消費者への啓発・消費者の参画促進
  - 都市農業に対する関心を高める取組の推進
  - CSA（地域支援型農業：Community Supported Agriculture）の取組など、産消連携について検討 等
- ②都市農業が持つ多様な機能の発揮
  - 農地や農業用施設、農村の豊かな自然環境を守る地域ぐるみの共同活動の推進
  - 営農を安定的に継続するための多角的な支援の実施 等
- ③防災機能の発揮
  - 防災協力農地制度など農地の持つ防災機能の発揮のための取組の普及・啓発等

### 5. 計画の推進

#### (1) 国の施策の活用等

##### ①生産緑地制度

市町や農業者の意向を踏まえながら、制度活用を周知する。

##### ②国の都市農業振興関連施策

国の都市農業振興基本計画に基づく施策等の動向を注視し、必要な施策の活用を検討していく。

#### (2) 市町等との連携

本計画の施策の推進に当たっては、市町や関係団体等と連携する。

市町にあっては、基本法10条に基づき地方計画を策定する場合は、情報提供など計画策定のための必要な支援を実施する。

#### (3) 計画の進捗管理

都市農業振興施策の方向性に掲げる施策の関連事業の進捗管理により実施する。